

7 児童手当

(1) 概要

児童手当法に基づき家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している職員に支給する手当です。

(法第1条)

(2) 支給範囲及び支給額

ア 支給の要件

次の(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たしている者に支給されます。

また、当分の間、次の(ｱ)の要件を満たし、(ｲ)の要件を満たさないことで児童手当が支給されない職員に対しては、特例給付が支給されます。

(ｱ) 養育要件

次のa～cのいずれかに該当する者に支給されます。

a 次の(a)又は(b)に掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの

(a) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「中学校修了前の児童」という。）

(b) 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童

b 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

c 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

(ｲ) 養育要件を満たす者が複数いる場合の調整

父母等又は父母指定者のうちいずれか2以上の者が支給要件に該当した場合、いずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者とするかについては、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上妥当と認められる者をもって該当者とすることとなりますが、その判断に当たっては、まず所得の状況を考慮するとともに、扶養手当の有無、住民票上の取扱い、健康保険の適用状況、所得税等の扶養控除の有無等の諸事情を総合的に考慮して、判断します。（育児休業等で一時的に所得が低い場合は教職員事務課で検討し、引き続き受給者となる場合があります。）

なお、複数の児童を有し父母がともに養育要件を満たす場合は、生計の維持する程度の高い者一方のみに支給されます（扶養手当及び税法上の取扱いと異なり、複数の児童を分割扶養し、夫婦それぞれが児童手当を受給することは認められません。）。

(ロ) 同居優先

(ｲ)にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父母等又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなします。

すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱います。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、児童の生計を維持する程度が高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱います。

- (I) 所得要件
 (ア)に該当する者（以下「養育者」という。）の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに養育者の扶養親族等でない児童で養育者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であること。
 （法第4条 第5条 同法附則第2条）

- 注1 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の理由により日本国内に住所を有しないものをいいます。
 2 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることと社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。
 3 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではありません。
 4 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることをいいます。

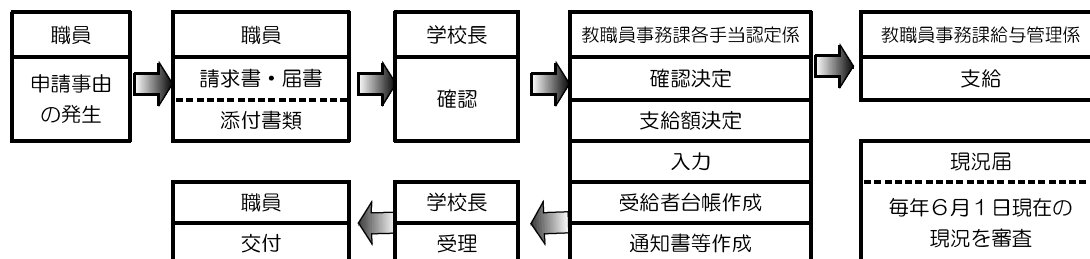
イ 支給額

- (ア) 児童手当の支給額
 中学校修了前の児童1人につき、以下のaからdまでの区分により算定される額を合算した額
- a 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）
 → 一人につき月額15,000円
- b 3歳以上小学校修了前の児童（3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であって、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）
 → 一人につき月額10,000円
- c 3歳以上小学校修了前の児童が3人目以降の児童である場合
 → 当該3人目以降の児童一人につき月額15,000円
- d 小学校修了後中学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）
 → 一人につき月額10,000円
- (イ) 特例給付の支給額

令和4年5月分まで		令和4年6月分から	
	特例給付支給月額 (中学校修了前の児童1人につき)	特例給付の支給要件	特例給付支給月額 (中学校修了前の児童1人につき)
特例給付	5,000円	児童手当の所得制限額以上で 特例給付の所得上限額未満	5,000円
		特例給付の所得上限額以上	支給なし

(3) 支給方法

ア 支給手続



認定通知書等送付

イ 請求又は届出が必要な場合

- (ア) 支給要件を具備するに至った場合
- (イ) 新たに児童が出生した場合等により、手当額が増額することとなるに至った場合
- (ロ) 児童が死亡した場合等により、手当額が減額することとなるに至った場合
- (ハ) 手当を受給している職員（以下「受給者」という。）の毎年6月1日現在の現況を審査する場合
- (ニ) 受給者又は支給要件児童が氏名を変更した場合
- (ホ) 受給者又は支給要件児童が住所を変更した場合
- (ヘ) 受給者に手当の支給される事由が消滅した場合
- (ヘ) 受給者が死亡した場合に支給要件児童が未支払の請求をする場合
(法施行規則第1条の4～第7条、第9条、事務取扱要領第2条～第9条)

ウ 支給の始期、終期及び支給額の改定

支給の始期、終期

- (ア) 児童手当又は特例給付の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が認定請求をした日の属する月の翌月から支給が始まり、児童手当等を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給します。
(児童手当法第8条第2項)

注 「認定請求をした日」とは教職員事務課において請求書の提出を受け付けた日をいうので、請求書が添付書類とともに送付できない場合、提出書類チェック表等に添付書類を別途送付することを記載し送付してください。なお、送付できなかった添付書類は、揃い次第速やかに送付してください。

- (イ) 災害その他やむを得ない理由により(ア)による認定の請求ができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給します。
(児童手当法第8条第3項)

- (注) ① 受給資格者が、認定請求をした日の属する月の翌月に支給すべき事由が消滅した場合は、1箇月分の支給を受けることができます。
また、認定請求をした日の属する月に支給すべき事由が消滅した場合は、支給されないこととなります。

② 「災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合」とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的に見て容認できる場合をいいます。
また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、出生の日の翌日から起算して15日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月から児童手当等が支給されます。

- ③ (ア)の取扱いは、認定請求をした日又は支給すべき事由が消滅した日が月の初日であるときであっても同じです。(条例上の諸手当の取扱いとは異なります。)

支給額の改定

- (ア) 増額することとなるに至った場合は、改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から改定されます。
- (イ) 上記支給の始期、終期の(イ)の規定は、支給額の改定について準用されます。
- (ロ) 減額することとなるに至った場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から改定されます。

〈請求〉

区 分	認定請求の事由	認定請求をした日注1	支給の始期終期	
新たに受給資格が生じた場合 (増額改定)	<ul style="list-style-type: none"> 出生 新規採用・期限付採用（民間会社や国立大学附属学校職員等を退職したものを含む）※共済短期組合員を除く。 組合専従等からの復職（以前市町村から支給されていたもの） 公立学校共済組合の組合員でなかったものが公立学校共済組合の一般組合員となった場合 公立学校共済組合の短期組合員が公立学校共済組合の一般組合員となった場合等 	事由発生日	事由発生日の翌月から	
		事由発生日の翌月以降で、事由発生日から15日以内注2	事由発生日の翌月以降で、事由発生日から15日経過後	
	<ul style="list-style-type: none"> 他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となったもの 知事部局からの異動 等 	【事由発生日が月の初日】の場合		認定請求した月の翌月から
		事由発生日から15日以内	事由発生日から	
		事由発生日から15日経過後	認定請求した月の翌月から	
	【事由発生日が月の初日以外】の場合、出生等と同じ			
<ul style="list-style-type: none"> 現況届の審査をした結果職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合注3 	新たに受給資格者となる職員が配偶者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内注2	6月分から		
	新たに受給資格者となる職員が配偶者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日経過後	認定請求した月の翌月から		
<ul style="list-style-type: none"> 現況届の審査をした結果、特例給付の対象外となり児童手当等の受給資格を喪失した職員が、翌年以降に所得上限額未滿となり児童手当等を受給する場合 	市町村民税課税通知書等により所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内	所得要件を判定する年の6月分から		
	市町村民税課税通知書等により所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日経過後	認定請求した月の翌月から		
消滅した場合 (減額改定)	児童の死亡、その他受給者に手当を支給すべき事由の消滅		事由発生日まで	

注1 認定請求をした日…職員から提出された請求書を教職員事務課手当認定・旅費担当課長が受け付けた日

注2 15日の計算 ……その事実の生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときはその日）から起算し15日目日が日曜日、休日又は年末年始の休日に当たるときは、その翌日まで延長されます。（民法第140条、142条）

注3 現況届の審査をした結果、受給者より配偶者の所得が多い場合は、原則として、配偶者が生計を維持する程度の高い者と判定され、受給者に対して支給事由消滅通知書が交付されますが、その場合は、受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に新たに受給資格者となるべき者（配偶者等）が認定請求を行えば、引き続き6月から手当が支給されます。ただし、15日を超えて請求した場合は、請求日の翌月からの支給となりますので、留意してください。

〈届出〉

区 分	届出内容	提出期日	支給の始期終期
現況を審査する場合	受給者の毎年6月1日現在の現況	6月30日まで	該当年6月から（児童手当及び特例給付間の変更等）
氏名・住所変更した場合	受給者又は支給要件児童の氏名変更又は住所変更	14日以内	

※電子届出システムにより、支給要件児童の住所変更を行う際は、当該児童の「同居・別居」の欄を修正し、届出の理由の「03住所変更」を選択します。なお、受給者である職員本人が住所変更を行う場合は、「08住所変更（本人）」を選択することとなりますが、それにより「児童と別居あるいは同居となる場合」は、「08住所変更（本人）」ではなく、「03住所変更」で届出をしてください。